

一般社団法人全日本テコンドー協会

正会員・役員候補者推薦規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）の定款第5条第2号に定める正会員及び定款第26条第1項に定める役員の候補者推薦手続き等について定める。

(正会員・役員候補者推薦委員会)

第2条 当法人の正会員・役員候補者を推薦するために、正会員・役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設ける。

2 推薦委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 専務理事
- (2) 理事から2名
- (3) 監事
- (4) 外部有識者2名（当法人の役職員及び役職員であった者を除く）
- (5) コンプライアンス委員会委員から1名

3 前項4号及び5号の委員は理事会において選任する。理事会において選任された委員の任期は2年とする。再任を妨げない。

4 推薦委員会の委員長は互選とする。

(正会員・役員候補者推薦手続)

第3条 推薦委員会は、次条以下の規定に従って、正会員候補者又は役員候補者を選定し、正会員又は役員を選任することとなる定時社員総会の招集を決議する定例理事会（以下「役員候補者選定理事会」という。）に提案する。

2 推薦委員会は、必要に応じて、適宜、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から要求があった場合、会長は、要求があった日から2週間以内に推薦委員会を招集しなければならない。

3 推薦委員会は、3分の2以上の委員の出席がなければ開催することはで

きない。

(正会員役員候補者推薦の選定基準)

第4条 正会員候補者の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 加盟団体推薦の正会員候補者の選定基準

①原則として定款第43条第2項に基づき正会員候補者を推薦した加盟団体の意思を尊重すること。

②ただし、当該正会員候補者が次の事由の一に該当する場合、正会員として推薦しないことができる。

(ア) 法令又は公序良俗に反する行為をしたことがある場合

(イ) 当法人の定款その他規程等に違反したことがある場合

(ウ) 当法人の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたことがある場合

(エ) 正会員であった者又は現職の正会員については、正会員総会への出席状況その他当該候補者の活動から、当法人の事業に積極的に関与していないと認められた場合

(オ) 前各号に定めるほか、当法人の目的・事業に反する行為をするなど正会員とすることが相当でない事情がある場合

(2) 学識経験者である正会員候補者の選定基準

①現在も過去においても当法人の役職員又は専門委員会等の委員に就任したことがない者であること。

②当法人の事業に資する十分な学識経験を有すること。

(役員候補者推薦の選定基準)

第5条 役員候補者の選定基準は、次のとおりとし、推薦にあたってはできる限り選考基準に従うよう努めるものとする。

(1) 理事候補者の選定基準

①多様な意見を踏まえて当法人を運営するため、理事には加盟団体の代表である正会員だけでなく、学識経験者、アスリート出身(元アスリートを含む)、女性代表などを入れてバランスを図ること。

②学識経験者の比率を25%以上とすること。

③少なくともアスリート出身者を1名以上確保すること。

④全理事のうち女性理事の比率を40%以上とすること。

- ⑤テコンドーその他格闘技の経験者である理事について、師範または出身母体が同一の者が3名を超えないようにすること。

(2) 監事候補者の選考基準

- ①当法人の理事経験者は1名に限ること。
- ②競技団体の運営、法務、税務・会計等のいずれかについて十分な知見を有し、経験を有する者であること。

(正会員・役員候補者の決定)

第6条 推薦委員会は、第4条及び前条に基づき、役員候補者案を選定する。

- 2 前項の決議は、出席した委員の3分の2以上の議決を要する。

(任期期間中の役員の退任による後任候補者について)

第7条 役員が任期期間の途中で退任した場合、後任の役員を選任するときも、推薦委員会は、本規程に従って、後任の役員候補者を選定し、臨時社員総会の招集を決議する理事会に提案する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則〔平成28年10月8日制定〕

- 1 この規程は、平成28年10月8日から施行する。
- 2 加盟団体が増加した場合、加盟団体推薦の正会員と学識経験者である正会員とのバランスを図り、かつ正会員総会が会議体として機能しうるため、適正な数の正会員とする必要がある。このため、加盟団体推薦の正会員については加盟団体ごとに1名を推薦するのではなく、全国を数ブロックに区分し、ブロック毎に適当な数の正会員候補者を選出する方向で検討をする。

附則〔平成29年7月8日改正〕

平成29年7月8日の定例理事会において承認された第2条、第3条及び第6条の改正は、同日から施行する。

附則〔令和２年１０月５日改正〕

令和２年１０月５日の定例理事会において承認された第２条２項及び第５条の改正は、同日から施行する。

附則〔令和４年９月７日改正〕

令和４年９月７日の定例理事会において承認された第２条２項の改正は、同日から施行する。

附則〔令和５年６月９日改正〕

令和５年６月９日の理事会において承認された第５条及び第６条の改正は、同日から施行する。

附則〔令和６年１２月２０日改正〕

令和６年１２月２０日の理事会において承認された第２条２項及び４項の改正は、同日から施行する。